

糸島市と西南学院大学との連携に関する協定書

糸島市と西南学院大学（以下「両者」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が密接な協力関係のもと、第2条に掲げる事項において連携し、地域資源と知的資源を結び付け、地域社会と大学の相互発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次の事項について包括的に連携し、協力するものとする。

- （1）地域の国際化、国際交流、国際教育に関すること
- （2）乳幼児・児童の教育・保育に関すること
- （3）語学、商学、経営、経済、法律に関すること
- （4）産業振興に関すること
- （5）地域づくり及び地域活動・地域文化の振興に関すること
- （6）人材育成、生涯学習、スポーツ振興に関すること
- （7）学術研究に関すること
- （8）その他両者で合意された事項

（連携の推進）

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るために、必要に応じ個別の覚書を締結するものとする。なお、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年5月31日

糸島市長

西南学院大学学長

月形 恭二

Karen J. Schaffner